

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第8-88号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（規則第8-15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(特例) 第2条 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた職員が、消防団員としての活動に従事する場合</u> <u>(9)</u> (略)	(特例) 第2条 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。 (1)～(7) (略) <u>(8)</u> (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。